

食べて元気、
わかやま食育推進プラン

第4次和歌山県食育推進計画
(案)

令和5年12月時点
和歌山県食育推進会議

目次

1	はじめに	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画の期間	2
2	第3次計画の進捗状況	3
3	食育推進の基本方針・目標	
(1)	基本方針	4
(2)	重点取組	4
(3)	数値目標	5
4	施策展開の方向	
(1)	生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	
①	家庭における食育の推進	6
②	学校、幼稚園、認定こども園、保育所における食育の推進	7
③	地域における食育の推進	8
(2)	持続可能な食を支える食育の推進	
①	生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	9
②	食文化の継承	11
(3)	「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	
①	食育推進運動の展開	12
5	ライフステージに応じた食育の取組	13
6	計画の推進に向けて	
(1)	推進体制	15
(2)	関係者の役割・連携体制	16
(3)	計画の推進・進行管理	17
7	参考資料	
○	食をめぐる現状	19
○	用語解説	24
○	食育基本法	26
○	和歌山県食育推進本部設置要綱	30
○	和歌山県食育推進会議条例	32
○	和歌山県食育推進会議委員	33

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし、豊かな人間性を育むためには欠かすことのできないものです。また、地域の「食」を活かした様々な活動は、郷土への愛情を育み、活力ある地域づくりへとつながっていく非常に重要なものです。

和歌山県では、平成19年に「食べて元気、わかやま食育推進プラン」を策定し、これまでに2度の改訂を行い県民運動として、食育を推進してまいりました。

その結果、「食育」という言葉が県民に浸透し、国産・地産地消への意識の向上、食品ロス削減のために行動している県民及び食品の安全性に関する基礎知識を持つ県民の割合の増加等に成果があらわれています。

また、小・中学校での学校給食の実施率がほぼ100%に達するとともに、全小・中学校で食に関する指導の全体計画を毎年作成し、食育に取り組んでいます。

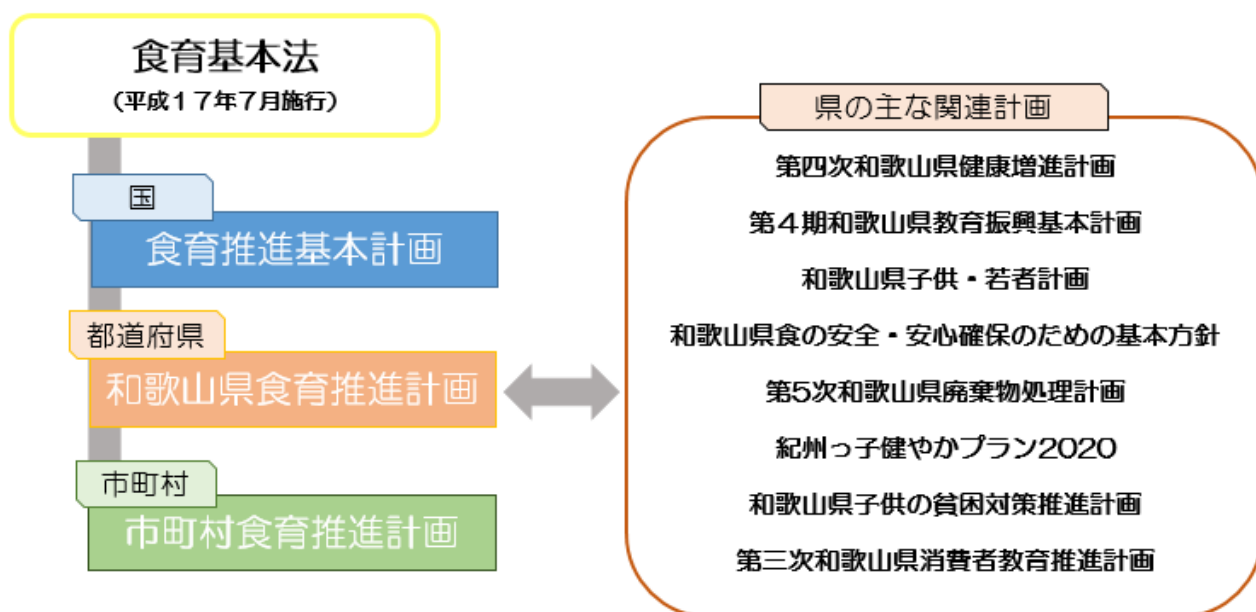
しかしながら、朝食を欠食する割合が増えていることや、1日当たりの野菜や果物の摂取量が少ないなどの栄養バランス面での課題や、地域に伝わる食文化を受け継ぎ、伝えている県民が少ないなどの課題が見受けられます。

こうした食をめぐる現状とこれまでの取組で明らかとなった課題や、国の第4次食育推進基本計画を踏まえ、恵まれた気候風土と長い歴史の中で育まれた豊かな食材や食文化を活かした和歌山県の食育を推進するため、第4次和歌山県食育推進計画を策定いたしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第17条（都道府県食育推進計画）に基づく計画として位置付け、和歌山県の特徴を活かした食育推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示したものです。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



(3) 計画の期間

- ・2024年度（令和6年度）～2029年度（令和11年度）までの6年間とします。
- ・社会経済情勢の変化により、食育をめぐる状況に影響が生じた場合は、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討します。

2

第3次計画の進捗状況

	項目	3次計画 策定時	目標値	現状値	備考	
1	朝食を欠食する県民の割合の減少	小学生	1.1%(H28)	0%	2.2%(R4)	児童生徒の体力・運動能力調査
		20歳代男性 30歳代男性	20.8%(H28) 27.5%(H28)	15%以下	16.7%(R4) 28.6%(R4)	県民健康・栄養調査
2	学校給食の実施率の増加	小学校	98.0%(H28)	100%	99.6%(R4)	学校給食実施状況等調査
		中学校	83.9%(H28)	100%	94.0%(R4)	
3	小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成割合の増加	97.8%(H28)	100%	100%(R4)	学校給食実施状況等調査	
4	栄養教諭が全ての小学校、中学校、特別支援学校に食に関する指導訪問を実施する割合	49.9%(H29)	100%	60.9%(R4)	業務データ(教育支援課)	
5	学校給食における地場産物を使用する割合の増加	25.7%(H28)	40%	23.0%(R1)	学校給食における地場産物の活用状況調査	
6	和歌山版「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合の増加	80.5%(H28)	85%以上	52.5%(R4)	果樹園芸課アンケート	
7	メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合の増加	71.1%(H28)	80%以上	73.2%(R5)	県民健康・栄養調査、 保健医療に関する県民意識調査	
8	成人の1日あたりの野菜類の摂取量	257.7g(H28)	350g以上	252.3g(R4)	県民健康・栄養調査	
9	1日あたりの果物類の摂取量 (※果汁・果汁飲料、ジャム含む)	117.4g(H28)	200g	114.6g(R4)	県民健康・栄養調査	
10	食育に関心を持っている県民の割合の増加	95.3%(H28)	100%	86.4%(R4)	果樹園芸課アンケート	
11	食育推進計画を作成している市町村の割合の増加	40.0%(H28)	100%	66.7%(R4)	業務データ(果樹園芸課)	
12	家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合	80.0%(H28)	90%以上	79.3%(R4)	県民健康・栄養調査	
13	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている県民の割合	78.7%(H28)	90%以上	52.1%(R4)	果樹園芸課アンケート 県民健康・栄養調査	
14	食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合	13.4%(H27)	17%	81.3%(R4)	果樹園芸課アンケート	
15	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	48.1%(H28)	60%以上	91.7%(R4)	果樹園芸課アンケート	
16	食育情報を提供する店舗 和歌山食育応援店の登録数	321店(H28)	400店以上	341店(R2)	業務データ(健康推進課)	
	食育情報を提供する店舗 「ふるさと和歌山食週間」推進店舗の登録数	91店(H28)	100店以上	91店(R5)	業務データ(果樹園芸課)	
17	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加	60.9%(H27)	80%	84.2%(R4)	食の安全・安心に係る県民アンケート、 果樹園芸課アンケート	
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民の割合	50.7%(H28)	60%以上	32.5%(R4)	果樹園芸課アンケート	
19	食育の推進に関わるボランティアの数の増加	2,527人(H28)	2,600人以上	2,319人(R4)	業務データ (健康推進課・果樹園芸課)	

3

食育推進の基本方針・目標

(1) 基本方針

県民みんなが心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、行政、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域の多様な関係者が主体的かつ連携・協働し、食育を県民運動に広げていくため、第3次計画に引き続き、基本方針を次のとおり定めます。

県民みんなが学び、理解し、実践できる食育の推進

(2) 重点取組

この計画では、これまでの取組で明らかになった現状と課題を踏まえ、次の3つを柱として食育を推進します。

① 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

高齢化が進展する中で、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸の実現につなげ、県民が生涯にわたり健全で豊かに暮らすために、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域等で連携・協働しながら、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯にわたって切れ目のない食育を推進します。

② 持続可能な食を支える食育の推進

県民が健全な食生活を送るには、持続可能な食料生産を実現していくことが不可欠です。このため、地産地消の推進により地場産農林水産物の消費拡大や輸送時の二酸化炭素抑制に努めるとともに、食生活が自然の恩恵に成り立つことへの関心や理解を深めるため、農林漁業体験や環境に配慮した農林水産物・食品の選択、食品ロスの削減に取り組みます。また、核家族化の進展や食生活の多様化により、郷土料理や伝統料理、食事作法等が十分に継承されず特色が失われつつあるため、食文化の継承のための取組を推進します。

③ 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染拡大により、在宅時間やオンラインでの活動が増えるなど、デジタル技術の活用が進みました。収束後も、上記①、②に示した重点取組を効果的・効率的に実施していくため、場所や時間にとらわれないデジタル技術を活用した食育を推進します。

その他、食育を県民運動として展開するべく、ボランティア活動等民間の取組支援や表彰、食育月間での普及啓発を実施します。

(3) 数値目標

	項目	現状値	目標値	最終評価(2029年度)		
				調査名		
①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	1	食育に関心を持っている県民の割合	86.4%(R4)	90%以上	果樹園芸課アンケート	
	2	家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合	79.3%(R4)	90%以上	県民健康・栄養調査	
	3	朝食を欠食する県民の割合	小学生	2.2%(R4)	0%	児童生徒の体力・運動能力調査
			20歳代男性 30歳代男性	16.7%(R4) 28.6%(R4)	15%以下	県民健康・栄養調査
	4	栄養教諭が全ての小学校、中学校、特別支援学校に食に関する指導訪問を実施する割合	60.9%(R4)	100%	業務データ(教育支援課)	
	5*	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した市町村の割合	60.0%(R4)	90%以上	学校給食における地場産物の活用状況調査	
	6	和歌山版「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合	52.5%(R4)	65%以上	果樹園芸課アンケート	
	7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている県民の割合	52.1%(R4)	60%以上	県民健康・栄養調査	
	8	1日あたりの野菜摂取量の平均値	252.3g(R4)	350g以上	県民健康・栄養調査	
	9	1日あたりの果物類摂取量の平均値(※果汁・果汁飲料を含む。ただしジャムは除く。)	113.2g(R4)	200g	県民健康・栄養調査	
	10*	1日あたりの食塩摂取量の平均値	9.5g(R4)	7.0g未満	県民健康・栄養調査	
	11*	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	44.7%(R4)	55%以上	県民健康・栄養調査	
12*	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民の割合	84.1%(R1)	90%以上	国民生活基礎調査(厚生労働省)		
②持続可能な食を支える食育の推進	13	食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする県民の割合	81.3%(R4)	85%以上	果樹園芸課アンケート	
	14*	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ県民の割合	41.7%(R4)	60%以上	果樹園芸課アンケート	
	15	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民の割合	32.5%(R4)	55%以上	果樹園芸課アンケート	
	16*	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている県民の割合	48.7%(R4)	55%以上	果樹園芸課アンケート	
③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	17	食育推進計画を作成している市町村の割合	66.7%(R4)	100%	業務データ(果樹園芸課)	
	18	食育情報を提供する店舗「ふるさと和歌山食週間」推進店舗の登録数	91店舗(R5)	100店以上	業務データ(果樹園芸課)	
	19	食育の推進に関わるボランティアの数	2,319人(R4)	2,400人以上	業務データ(健康推進課・果樹園芸課)	

*は新規項目

4

施策展開の方向

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

① 家庭における食育の推進

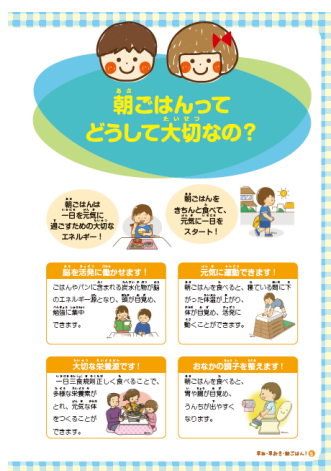
ア 子供の基本的な生活習慣の形成・望ましい食習慣の習得

「早寝早起き朝ごはん」と「噛ミン30（カミングサンマル）*」の実践等による基本的な生活習慣の形成において、地域、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、企業を含む民間団体等が連携・協働し、子供と保護者が一緒に基本的な生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組を推進します。

また、子供と保護者を対象としたガイドブックの配布による規則正しい生活習慣の普及啓発、及び親子料理教室等の望ましい食習慣を学びながら食を楽しむ活動を推進します。

イ 食事を通じたコミュニケーションの促進

家族や友人と一緒に食卓を囲んで食べる「共食」は、食事のマナー、栄養バランスを考えて食べる習慣や、食べ物や食文化を大事にする気持ちなどを伝える機会となります。子供食堂でのフードパントリー*等の取組を支援し、家庭と地域が連携して共食を推進します。



「やっぱり大切！早ね・早おき・朝ごはん！」ガイドブック

親子を対象とした食育教室

② 学校、幼稚園、認定こども園、保育所における食育の推進

ア 学校での食に関する指導の充実

食育の中心的な役割を担う栄養教諭については、配置割合を増加し、全ての児童生徒が専門性を生かした食に関する指導を受けられるよう、指導訪問を促進します。

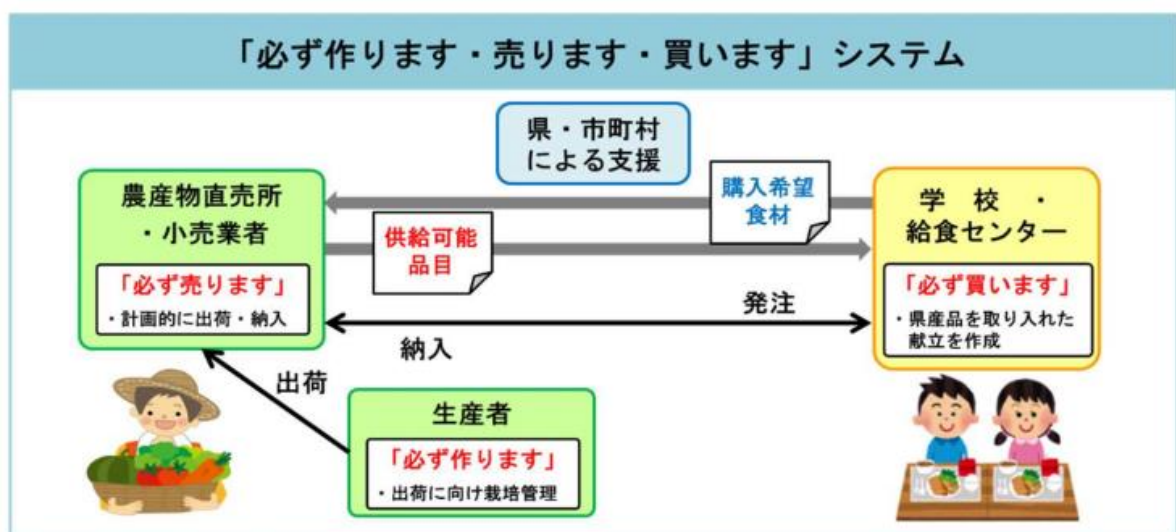
そして、各学校の食に関する指導の全体計画を作成し、学校長のリーダーシップのもと、全教職員が連携して計画的に食育を推進します。

また、～紀州わかやま～食事バランスガイドや地域の農林水産物に関する教材を作成・配布し、食や農林水産物への関心や理解を深めます。

学校給食での食物アレルギー対応については、給食の安全性を最優先とし、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立ち、学校全体で取り組みます。

イ 学校給食における地場産物の利用促進

給食への地場産物の活用は、子供たちが地域の自然・文化や産業、生産の苦勞への理解を深め、食に対する感謝の気持ちを育むことに加え、輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制でき、環境への負荷低減の面からも意義があります。そのため、「学校給食での和歌山産品利用拡大戦略アクションプログラム」に基づき、地場産物を計画的に納入する仕組みづくりを推進します。



ウ 就学前の子供に対する食育の推進

幼稚園、認定こども園、保育所における各要領、指針に基づいて、望ましい食習慣を定着させ、子供たちが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことができるよう、保護者への啓発や出前授業等を推進します。

また、子供の健全な発育及び健康の維持・増進を図るため、関係職員を対象に食育への認識を深めることを目的とした研修会を実施します。

③ 地域における食育の推進

ア 健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病＊予防・改善のため、特定健康診査＊、特定保健指導＊の実施に加え、和歌山県のご当地ハートレシピや～紀州わかやま～食事バランスガイドを活用し、減塩、野菜・果物の摂取拡大等、栄養バランスのとれた食生活の啓発を、各年代に合わせた効果が得られやすい手法で推進します。

また、外食や中食でも野菜の摂取量増加、減塩等につながる健康的な食事の選択がしやすい食環境の整備のため、食品関連事業者等や消費者に対して、「健康な食事・食環境」認証制度＊の周知を図ります。

さらに、「嚙ミング30」や「8020運動＊」等、各ライフステージに応じた歯と口の健康づくりのための取組を推進します。

加えて、高齢者のフレイル＊予防のため、関係団体や市町村と連携した健康講座の開催等、望ましい食生活の普及啓発に努めます。

イ 「共食」の推進

家庭環境や生活様式の多様化により、単独世帯やひとり親世帯等が増えるなど、家族との共食が難しい場合が増えています。そのため、地域交流の拠点となる子供食堂に対し、新規開設の支援等を行います。

【災害時の備えについて】

近年頻度を増している大規模災害等に備え、地方公共団体や企業における備蓄に加え、家庭での取組も重要です。家庭・学校教育の現場・企業等に栄養バランスへの配慮や備蓄方法など、災害食の重要性について、知識の普及啓発を推進します。

○家庭での食品備蓄

水、熱源、主食・主菜・副菜となる食料品等（最低3日分～1週間分）× 人数分

ローリングストック法について



普段の食事に馴染みのある保存性の高い食品（缶詰やレトルト食品等）を少し多めに買い置きし、消費した分を補充していく方法。



(2) 持続可能な食を支える食育の推進

県民が健全な食生活を送るには、持続可能な食料生産を実現していくことが不可欠です。そのために必要な3つの「わ」を支える食育の推進に取り組みます。



① 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

ア 地産地消の推進

地場産物の利用拡大や食文化への理解促進を図るため、毎月第3月曜日から1週間を「ふるさと和歌山食週間」と定めています。この趣旨に賛同いただける直売所等である「ふるさと和歌山食週間」推進店舗や、県産食材を積極的に使用し、その魅力を広める小売店・飲食店である「わかやま産品応援店」の登録増加を図り、事業者と連携して地産地消を推進します。

イ 農林漁業体験等による生産者と消費者との交流促進

食や農林水産物に対する関心と理解を深め、感謝の気持ちを育成するため、農林漁業を体験できる場や知る機会の提供に加え、学校等における栽培体験学習や出前授業の取組及び関係団体等が地域において行う体験学習を推進します。

ウ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

有機農業*をはじめ、環境と調和した持続可能な農林漁業への理解促進や、温室効果ガスの排出が少ない「エコレールマーク」の認定を受けたもの等様々なエコラベル*の普及啓発等により、消費者の購買行動の変化を促す取組を推進します。

エ 食品ロス削減の推進

食品ロスの半分は家庭からの排出であることを踏まえ、県民がそれぞれの立場で削減に自発的に取り組むように SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）＊やラジオ等での普及啓発を行います。

また、出張！県政おはなし講座等により、自治体や学校、企業等の団体が食品ロスについて学習する機会を提供します。

加えて、食品関連事業者が日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に取り組むよう啓発するとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品を必要とする人に届けるフードバンク＊等の仕組みや意義についてホームページ等により情報提供を行い、取組を広げていきます。

オ 食の安全・安心に関する啓発

県民が食の安全の知識を身に付け、適切な食品選択ができるよう食に関する様々な情報を、パンフレットや SNS、県のホームページなどにより、わかりやすく、正確・迅速に発信します。

これらについては、和歌山県食の安全・安心確保のためのアクションプランにより総合的かつ計画的に取り組めます。



おさかなタッチ



フードドライブ＊

様々なエコラベル



有機農産物の日本農林規格
(有機 JAS)

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に貼付



和歌山県特別栽培農産物認証制度

和歌山県産であって国が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン＊」に基づき、節減対象農薬＊と化学肥料を慣行の 50%以下に減らして栽培された農産物に貼付



輸送する際に、エネルギー効率に優れた貨物鉄道を一定割合以上利用し、温室効果ガスの排出を抑制している商品に貼付

② 食文化の継承

ア 伝統料理や郷土料理・作法等の継承

和歌山の特色ある郷土料理や伝統料理、行事食を継承するため、県ホームページやSNS、広報媒体での情報発信に加え、地域での料理教室や小学校等での調理体験等、関係団体が実施する取組を支援します。

また、郷土料理を盛り込んだ「～紀州わかやま～食事バランスガイド」の普及啓発や、比較的意識が低い若い世代も取り組みやすいよう、調理動画の作成等 SNS を活用した取組を支援します。

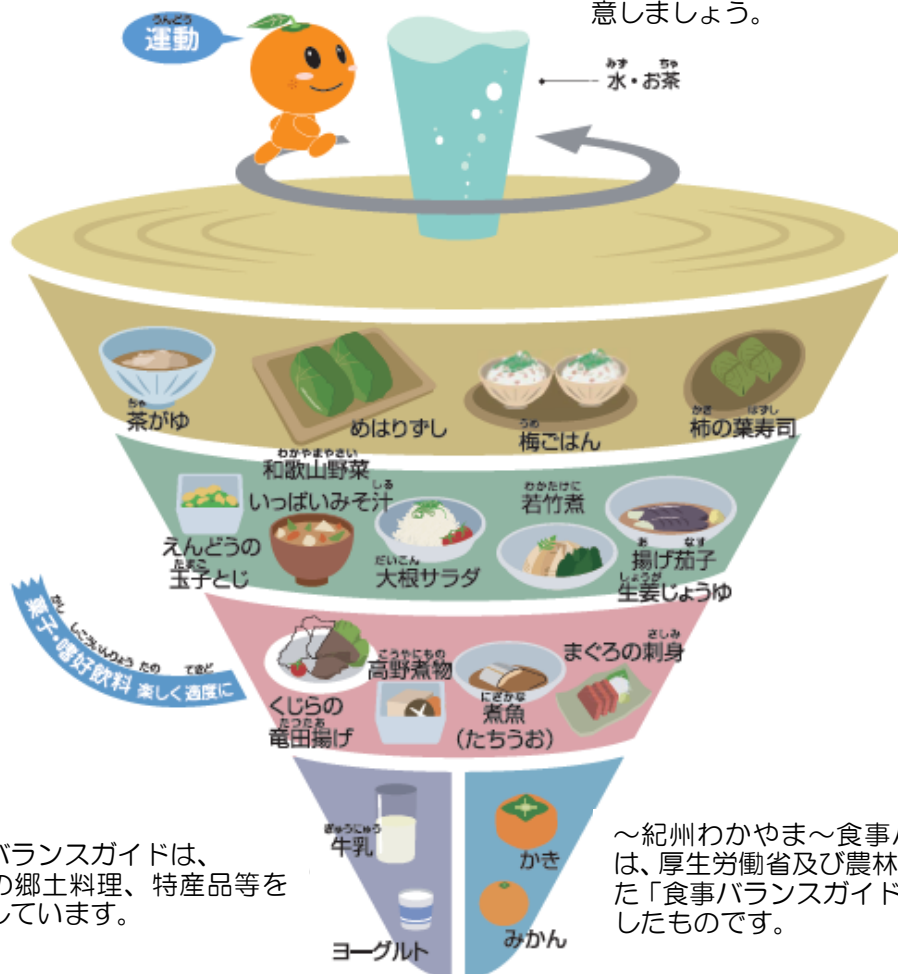
和歌山県が誇る郷土料理・伝統料理

和歌山県は、しょうゆやかつお節の発祥の地であり、なれ寿司、金山寺味噌等の発酵食文化が盛んです。なれ寿司等は、祭事や行事などのご馳走として食べられることが多いです。その他、普段から身近に食べられることの多い「おかいさん（茶がゆ）」等があります。地域の特色があらわれている郷土料理を食べ、後世に受け継いでいきましょう。

～紀州わかやま～

食事バランスガイド

※発酵食品は塩分が多いため、味噌やしょうゆは計量する、なれ寿司は小皿に取り分ける等、塩分の取り過ぎに注意しましょう。



この食事バランスガイドは、和歌山県の郷土料理、特産品等を用いて示しています。

～紀州わかやま～食事バランスガイドは、厚生労働省及び農林水産省が決定した「食事バランスガイド」に基づき策定したものです。

(3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

① 食育推進運動の展開

ア デジタル化に対応した食育の推進

生活を支える多くの分野で、デジタル技術の活用は日々進展しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で広まった在宅勤務等により、自宅で料理や食事をする機会が増えています。

デジタル技術の活用には、場所や時間にとらわれず、気軽に始められるという利点があるため、講演会や郷土料理・学校給食の調理の様子等、あらゆる場面や分野での動画配信の推進や、SNSの活用による普及啓発を実施します。

イ 食育推進ボランティア活動等民間の取組支援・表彰

食に関する豊かな知識と経験を持ち、県民生活に密着した活動を行う人材を、関係機関、団体等と連携して育成し、これらの人材の活用を推進します。

また、わかやま食育応援隊*をはじめ、ボランティア等による自発的な食育活動を支援するとともに、優れた活動を行う個人や団体に対して表彰を行います。

ウ 和歌山県食育推進月間の取組充実

国が定める「食育月間」（毎年6月）や「食育の日」（毎月19日）に加え、毎年10月を「和歌山県食育推進月間」として定めています。この期間中には～紀州わかやま～食事バランスガイド等のツールを活用し、広報媒体やSNSを活用した啓発、地域に根ざした食育イベントの開催等により、県民の食育に対する理解を深め、食育推進運動の定着を図ります。



食育研修会



食育イベント

5

ライフステージに応じた食育の取組

	妊娠（胎児）期	乳幼児期 （0～おおむね5歳）	小・中学校期 （おおむね6～15歳）
目標	妊娠前からの健康なからだづくり	食習慣の基礎づくり	食習慣の確立
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要であるため、自身の食生活を見直し望ましい生活習慣の基盤をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ●規則正しい生活リズムを身に付ける ●食事を通してコミュニケーションを図り、食べることの楽しさや食事マナーを身に付ける ●成長・発達に応じた食事を通じ、よく噛んで食べる習慣を身に付け、味覚の基礎を養う ●食べ物への関心や大切にすることを育てる ●歯みがきを習慣づける 	<ul style="list-style-type: none"> ●食生活と健康について考え、正しい知識を身に付ける ●早寝・早起き・朝ごはんの実践による基本的な生活習慣を確立する ●家族や仲間と共食し、食べる楽しさを覚えるとともに、よく噛んで食べる習慣や食事マナーを身に付ける ●調理体験や農業体験を通じて、食に関する知識と関心を広げ、食への感謝の気持ちを育む ●歯みがきを習慣づける
家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦のための食事バランスガイドや、食生活指針を活用し、望ましい食生活を送る 	<ul style="list-style-type: none"> ●一日三食の規則正しい食事をもとに生活のリズムをつくる ●離乳食・幼児食など、発育発達に応じた食事をする ●楽しい雰囲気の中で食事を楽しみ、箸づかいやあいさつ、食べる姿勢等基本的なマナーを身に付ける ●食べ物への感謝の気持ちを育み、残さず食べる 	<ul style="list-style-type: none"> ●朝食をきちんと食べ、一日三食の規則正しい食生活リズムを習慣化する ●各々の適性エネルギー量にあった食事、成長期に必要なたんぱく質、カルシウム、ビタミン、鉄分等の栄養素を意識して摂取する ●家族団らんの共食により、食の楽しさを実感する ●食事のマナーを身に付ける ●食べ残しなどの食品ロスを減らし、食と環境について考える
学校、幼稚園、認定こども園、保育所での取組		<ul style="list-style-type: none"> ●保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づき、工夫をこらした食育を展開する ●友達と楽しく食べることができる環境をつくる ●調理・農林漁業体験等を通じて、食への興味や関心を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ●食に関する指導の全体計画をもとに、栄養教諭が中心となり全教職員が共通理解をもち、食育に取り組む ●友人との共食の楽しさを感じるとともに、食事のマナーを身に付ける ●運動・スポーツと食の関係について正しい知識をつけ、健やかな体の育成を目指す ●給食での郷土料理の提供や調理実習・農林漁業体験等を通じて地元食材や郷土料理への理解を深める
地域、職場、企業での取組	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦に対して、検診での望ましい食生活等の指導を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ●農作物の栽培・収穫体験や親子料理教室等の機会の提供し、食への興味や関心を引き出す 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校での食育授業への協力や、農林水産実習体験の場を提供する
	<ul style="list-style-type: none"> ●子供食堂等の地域交流の拠点となる場所を提供し、楽しい雰囲気の中で食事を楽しみながら、成長に必要な食事・栄養素を確保 ●学生食堂や社員食堂、飲食店等での栄養成分表示や食材表示等により、利用者が食事を選択する際に必要な情報・サービス ●健康推進員養成講習会等を開催し、健康推進員等の増加を図り、野菜の摂取拡大や減塩の啓発、栄養バランスのとれた食生活 ●地場産物や郷土料理等の理解促進・利用拡大に取り組む「ふるさと和歌山食週間推進店舗」や「わかやま産品応援店」等の ●食品表示の適正化や、正しい知識を有する食品表示推進者の育成講習会の開催、フードチェーン全体における食の安全確保衛生管理に取り組む施設を認証する制度等により、より安全な生産の供給と消費者の安心・信頼の醸成につながる取組を推進 ●食に関する豊かな知識と経験を持ち、県民生活に密着した活動を行う食生活改善推進員、生活研究グループ員等の食育推進 		

県民が生涯にわたって、心身ともに健康で豊かな生活を実現するためには、切れ目なく各ライフステージに応じて、食に関する幅広い知識を身に付け実践することが必要です。

高等学校期 (おおむね16～18歳)	青年期 (おおむね19～39歳)	壮年期 (おおむね40～64歳)	高齢期 (おおむね65歳以上)
食に関する自己管理能力の育成	健全な食生活の実践	食習慣の見直しと健康維持	健康状態に合わせた食生活の実践
<ul style="list-style-type: none"> ●これまでに身に付けた知識、適切な食生活習慣を実践する ●自分の健康に関心を持ち、食生活を振り返り、改善する力を育てる ●食べる姿勢やマナーを意識し、よく噛んで食べる習慣を身に付ける ●食事と生活習慣病の関連や栄養バランスについてを理解し、食品を選択する力や、自立のために必要な調理技術を習得する ●食料の生産、加工、流通の仕組みや、食と環境の調和について学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の健康に関心を持ち、適正エネルギー量や栄養バランスの知識を習得し、実践する ●早食い等による肥満予防のため、ゆっくりよく噛んで食べ、口腔を保清するよう心がける ●食についての知識を子供に伝え、家庭での食育に取り組む ●地域の郷土料理や行事食について知り、献立に取り入れる ●健康診断を受け、健康状態を振り返る 	<ul style="list-style-type: none"> ●食生活習慣を振り返り、望ましい食習慣の維持・改善に取り組む ●早食い等による肥満予防のため、ゆっくりよく噛んで食べ、口腔を保清するよう心がける ●地域の郷土料理や行事食を家族や子供に継承する ●健康診断を受け、健康状態を振り返る 	<ul style="list-style-type: none"> ●望ましい食習慣を維持し、健康状態や活動の程度に合わせた食生活を実践する ●口腔機能を維持し、誤嚥・窒息を防ぐため、よく噛んで食べ、口腔を保清するよう心がける ●家族や友人、地域との交流により、生きがいをもち心豊かな暮らしを目指す ●郷土料理や行事食に関する知識や技術を家族や地域に継承する ●健康診断を受け、健康状態を振り返る
<ul style="list-style-type: none"> ●朝食をきちんと食べ、一日三食の規則正しい食生活リズムを習慣化する ●各々の適性エネルギー量にあった食事、成長期に必要なたんぱく質、カルシウム、ビタミン、鉄分等の栄養素を意識して摂取する ●共食の機会を設け、家族団らんによる食の楽しさを再確認する ●食べ残しなどの食品ロスを減らし、食と環境について考える 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事バランスガイド等の活用により、健全な食生活に努め、生活習慣病を予防する ●家族での共食を通じて、子供に食の楽しさ・食事マナーなど基礎的な知識を伝える ●郷土料理や行事食の知識や技術を子供など家族に伝える ●食品ロスの削減に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事バランスガイド等の活用により、栄養バランスのとれた食生活に努め、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を予防・改善する ●家族での共食を通じて、子供に食の楽しさ・食事マナーなど基礎的な知識を伝える ●郷土料理や行事食の知識や技術を子供など家族に伝える ●食品ロスの削減に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事バランスガイド等の活用により、活動量にあった食事や栄養バランスのとれた食生活を実践し、栄養の過剰摂取や低栄養を予防する ●家族や友人、地域の人々と楽しい雰囲気での共食の機会を設ける ●郷土料理や行事食の知識や技術を家族に伝える ●食品ロスの削減に取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ●過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響等、食と健康についての知識を習得し、実践力を育てる ●運動・スポーツと食の関係について正しい知識をつけ、健やかな体の育成を目指す ●調理実習や農林漁業体験等を通じて、地元食材や郷土料理への理解を深める 			
産業・食品の生産や販売等の現場における	●料理教室や農林漁業体験、食品の生産や販売等の体験実習等により、食育を学べる場を提供する		●高齢者の料理教室、地域での交流の場の提供等により、食を通じて生き生きとした暮らしを実現できるような取組を推進する
<p>することができるよう環境を整備する</p> <p>を提供する</p> <p>活の実践に向けて、企業内での取組を推進する</p> <p>店舗数を増やし、事業者と連携して県民が地産地消に取り組みやすい環境整備を行う</p> <p>のため、「食品の流通・販売段階における衛生管理マニュアル」の導入を促進するなど、食品事業者による自主的な食育の取組を支援するとともにHACCPに基づく</p> <p>ボランティア活動を行う人材を、関係機関・団体等と連携して育成し、活用する</p>			

6 計画の推進に向けて

食育は、個人の食生活に関する問題であることから、子供から成人、高齢者に至るまで、県民一人一人が理解し、主体的に取り組むことが何よりも重要です。

加えて、世帯構造や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層食育を推進しやすい社会環境づくりが重要になっており、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域、企業を含む民間団体等のそれぞれが役割を分担し、連携しながら、取組を推進していく必要があります。

(1) 推進体制

《県の推進体制》

●和歌山県食育推進会議、和歌山県食育推進本部

教育関係者、健康・栄養関係者、消費者団体、生産者・事業者団体、地域活動団体、メディア関係者、学識経験者、行政等で構成する和歌山県食育推進会議において、第4次和歌山県食育推進計画に基づく食育活動を推進します。

また、県庁内の関係部局で構成する和歌山県食育推進本部において、食育の推進に関する県施策を総合的かつ計画的に推進します。

《市町村の推進体制》

●市町村食育推進会議等の設置

地域の特性を活かした食育を推進するためには、より県民に身近な行政機関である市町村が食育に取り組むことが重要となります。

このため、各市町村に市町村食育推進会議等を設置するなど、幅広い分野の関係者、関係団体の意見も聞きながら、地域の特色をより一層活かした市町村食育推進計画を作成し、実施していく必要があります。

県においても、市町村の食育推進体制の整備が図られるよう、積極的に働きかけを行います。

(2) 関係者の役割・連携体制

〈県の役割〉

食育に関する施策に総合的かつ計画的に取り組み、計画の実現に向けて、県民一人一人が食育を実践する機運の醸成や各関係機関・団体等における自主的な取組が促進されるよう努めます。

〈市町村の役割〉

県との連携を図りつつ、市町村食育推進計画の作成や食育推進会議の設置を進め、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域を結び、関係機関・団体等と連携して地域の特色を活かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

〈家庭の役割〉

県民一人一人が、食育が重要な役割を持つことを十分認識し、日常生活における食育の実践に積極的に努めるものとします。特に、共食を通じた食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

〈教育関係者等の役割〉

食育推進体制の整備や関係職員の資質向上に努めるとともに、栄養教諭等が中心となり、学校全体で食育を推進するよう努めるものとします。また、家庭や地域等と連携しながら、子供の食育の推進に努めるものとします。

〈生産者の役割〉

農林水産業に関する様々な体験・交流の機会を積極的に提供し、食に関する県民の理解を深めるとともに、学校給食への地場産物の供給等、地産地消への取組を推進するよう努めるものとします。

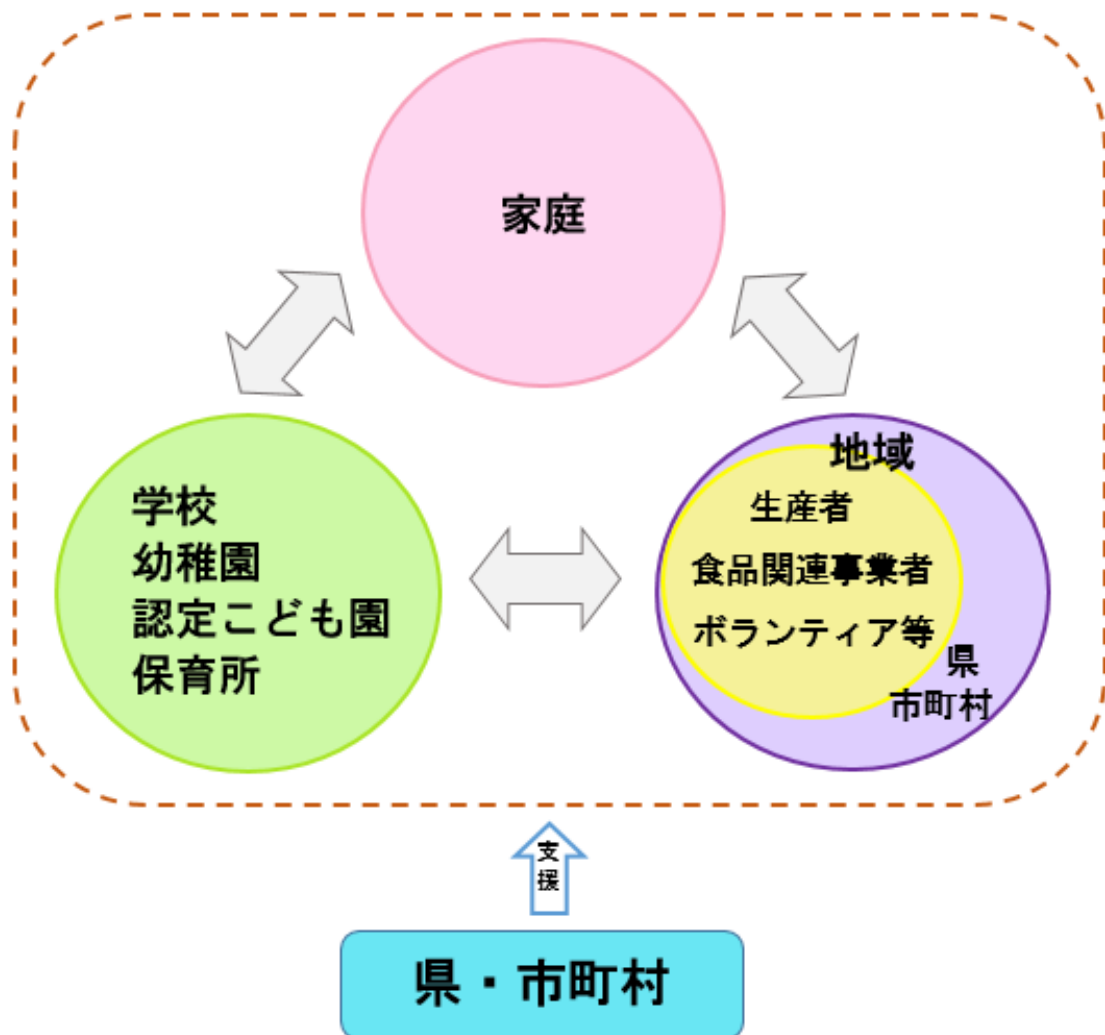
〈食品関連事業者の役割〉

食品の安全性の確保、適正な食品表示はもとより、地場産物を活用した食品の提供、食育に関する様々な体験活動の場の提供、栄養成分等の食に関する情報提供、食品ロスの削減に取り組むよう努めるものとします。

〈NPO、民間団体の役割〉

各組織の特色を活かし、県民の食育の実践につながる効果的な活動を展開するよう努めるものとします。また、他の組織と相互に連携・協働しながら、地域の実情に応じた食育を推進するよう努めるものとします。

《食育推進に係る連携体制のイメージ図》



(3) 計画の推進・進行管理

この計画に位置づけられた食育の取組は、県及び各種団体、関係者が相互に密接に連携し、総合的・計画的に推進するとともに、県の施策の進行管理については県食育推進本部が行い、それぞれ毎年度、県食育推進会議に報告します。

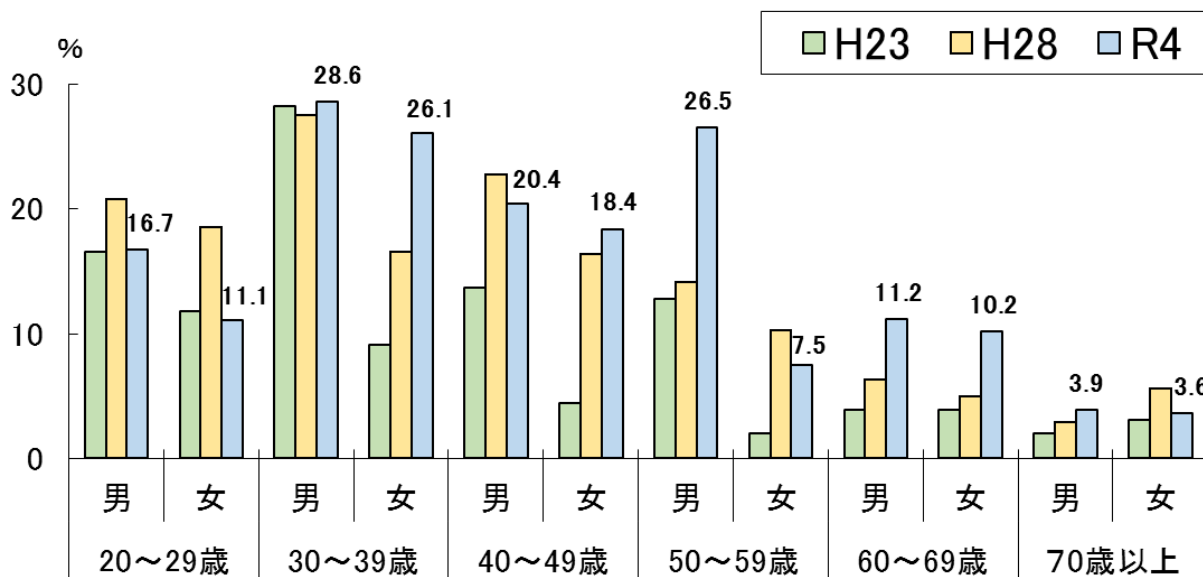
また、本計画の目標年次である 2029年度(令和11年度)までに、状況の変化等が生じた場合は、必要な措置を講じることとします。

參考資料

食をめぐる現状

●朝食欠食の状況（20歳以上）

朝食の欠食率が最も高いのは、男女共に30歳代となっていますが、50歳代の男性が平成28年から令和4年にかけて、特に増加しています。

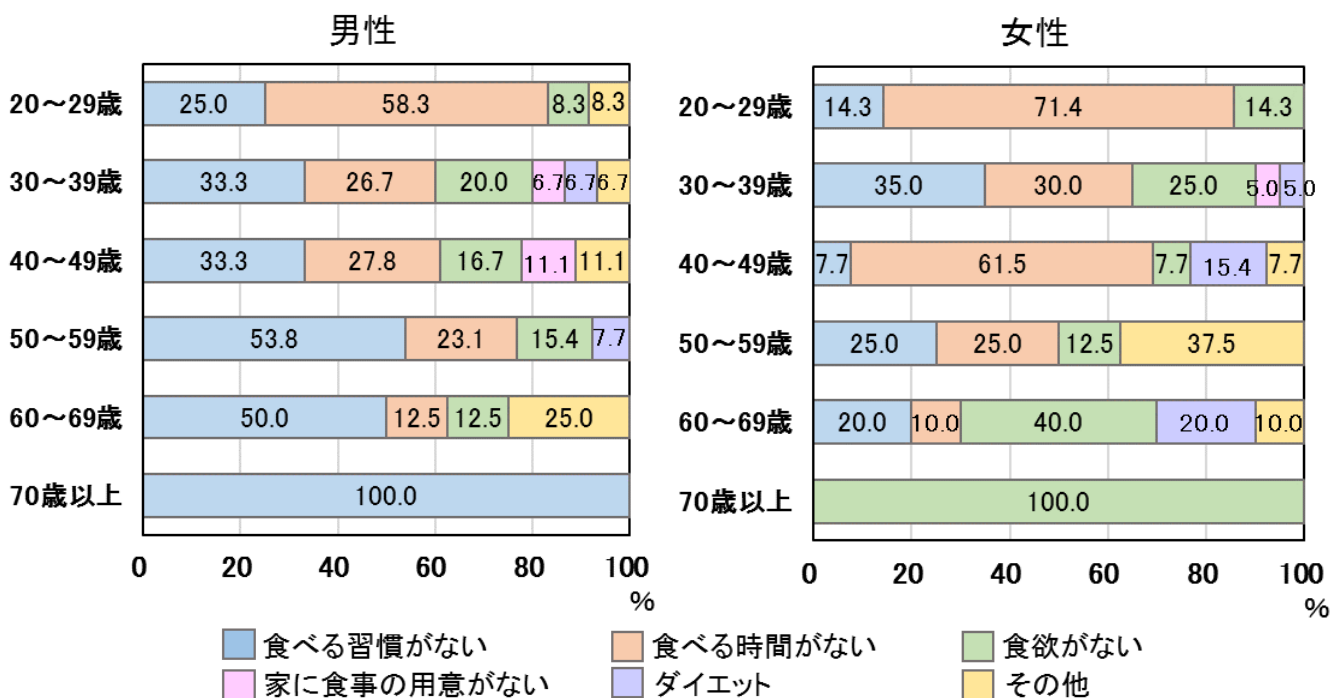


資料：県民健康・栄養調査

●朝食を食べない理由

欠食率が最も高かった30歳代は、男女ともに「食べる習慣がない」が一番多く、次いで「食べる時間がない」という理由が多くなっています。

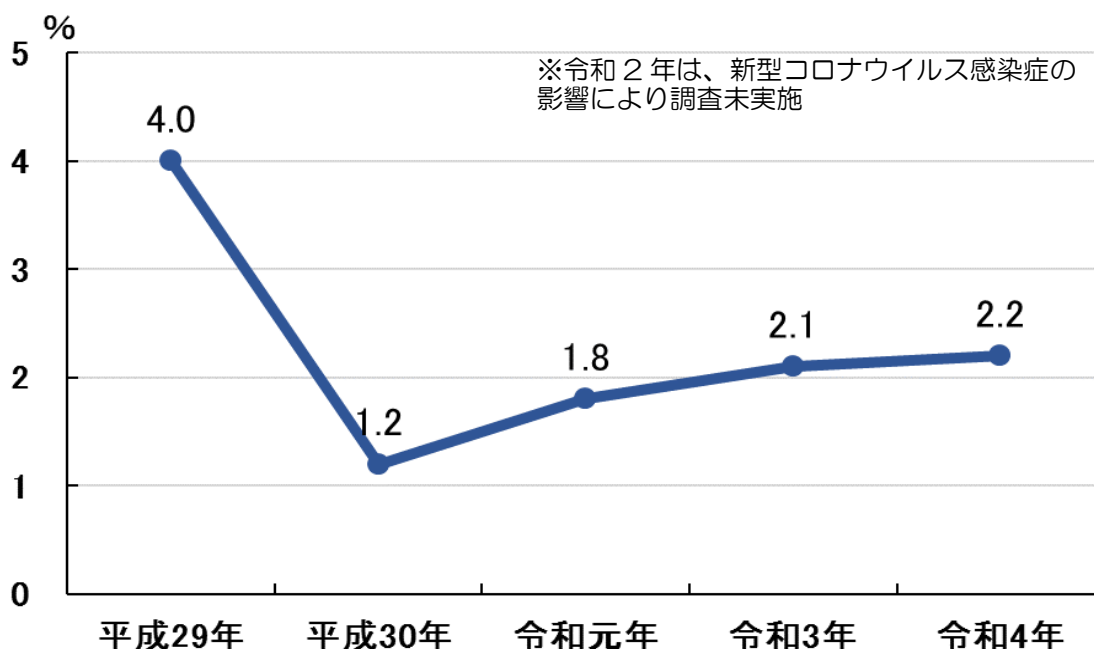
20歳代では、男女ともに「食べる時間がない」が半数以上を占めています。



資料：令和4年県民健康・栄養調査

●朝食の欠食状況（小学生）

小学生の朝食欠食は、平成30年より増加傾向にあります。

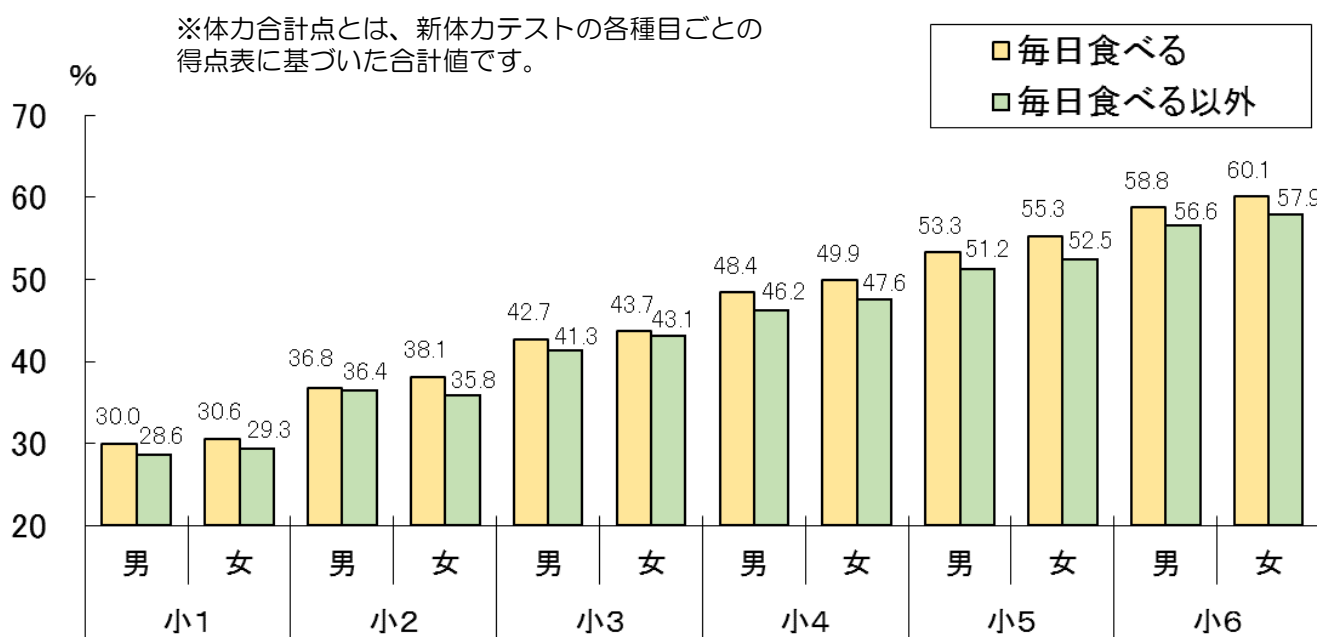


資料：和歌山県 児童生徒の体力・運動能力調査報告書

●朝食の摂取状況と体力の関係

男女ともに、「朝食を毎日食べる群」のほうが「毎日食べる以外の群」よりも体力合計点が高く、体力・運動能力が優位であることが分かっています。

朝食を毎日食べることは高い体力水準を維持するために、重要な役割を果たしているといえます。

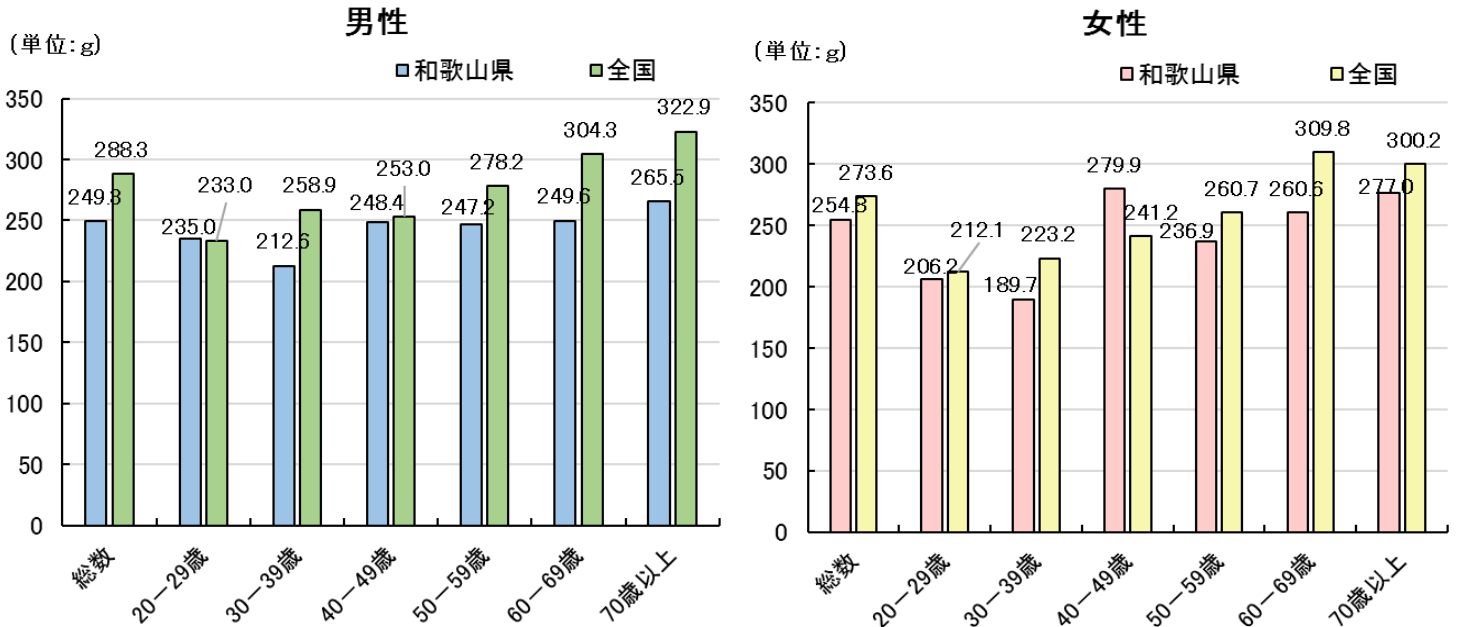


資料：和歌山県 令和4年度児童生徒の体力・運動能力調査報告書

●野菜摂取量の状況（20歳以上）

和歌山県民の野菜摂取量は、全国と比較して男女ともに少ない傾向にあります。

成人男性の平均は249.3g、女性は254.8gで、目標の350g以上には、男女ともに約100g足りていません。

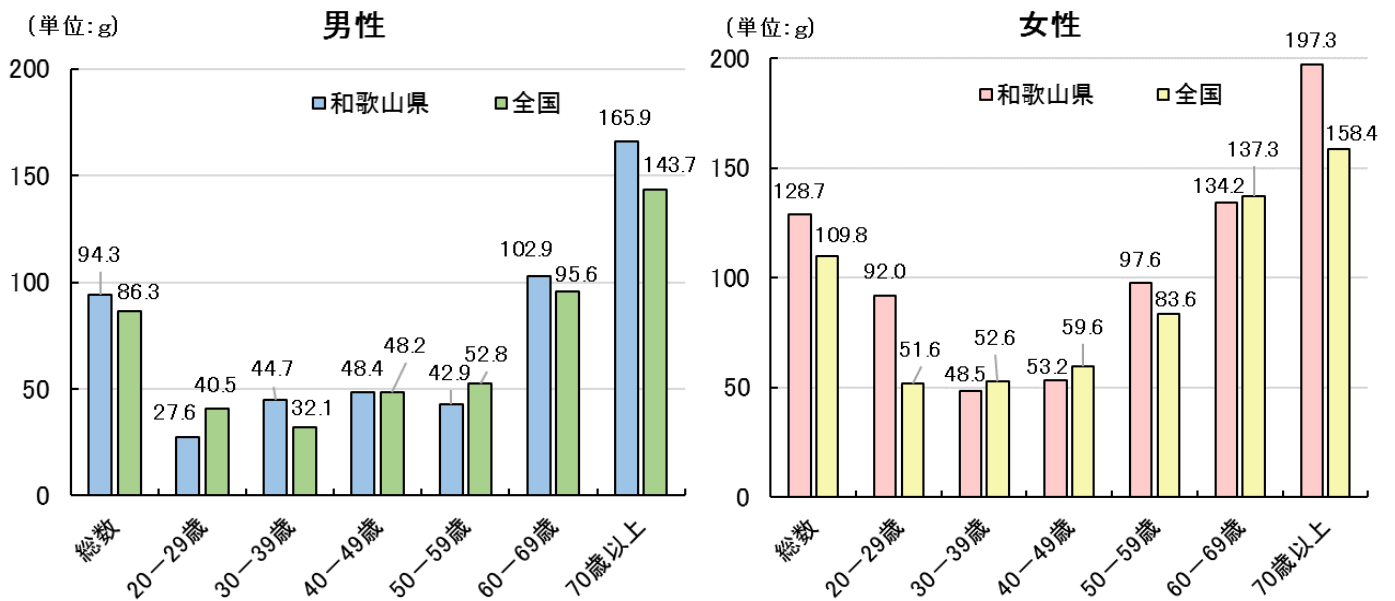


資料：令和4年県民健康・栄養調査、令和元年国民健康・栄養調査

●果物類摂取量の状況（20歳以上）

和歌山県民の果物類摂取量は、全国と比較して男女ともに多い傾向にあります。

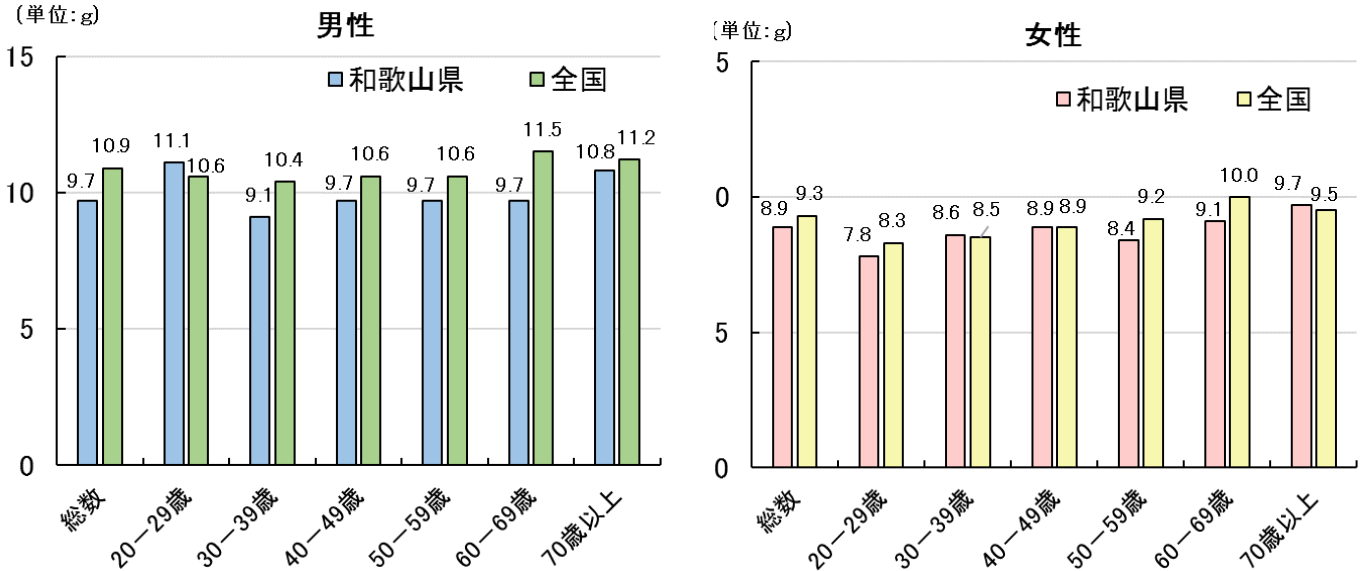
70歳以上の女性は、目標量の200gにほぼ達成しています。20歳代の男性が27.6gと低くなっています。



資料：令和4年県民健康・栄養調査、令和元年国民健康・栄養調査

●食塩摂取量の状況（20歳以上）

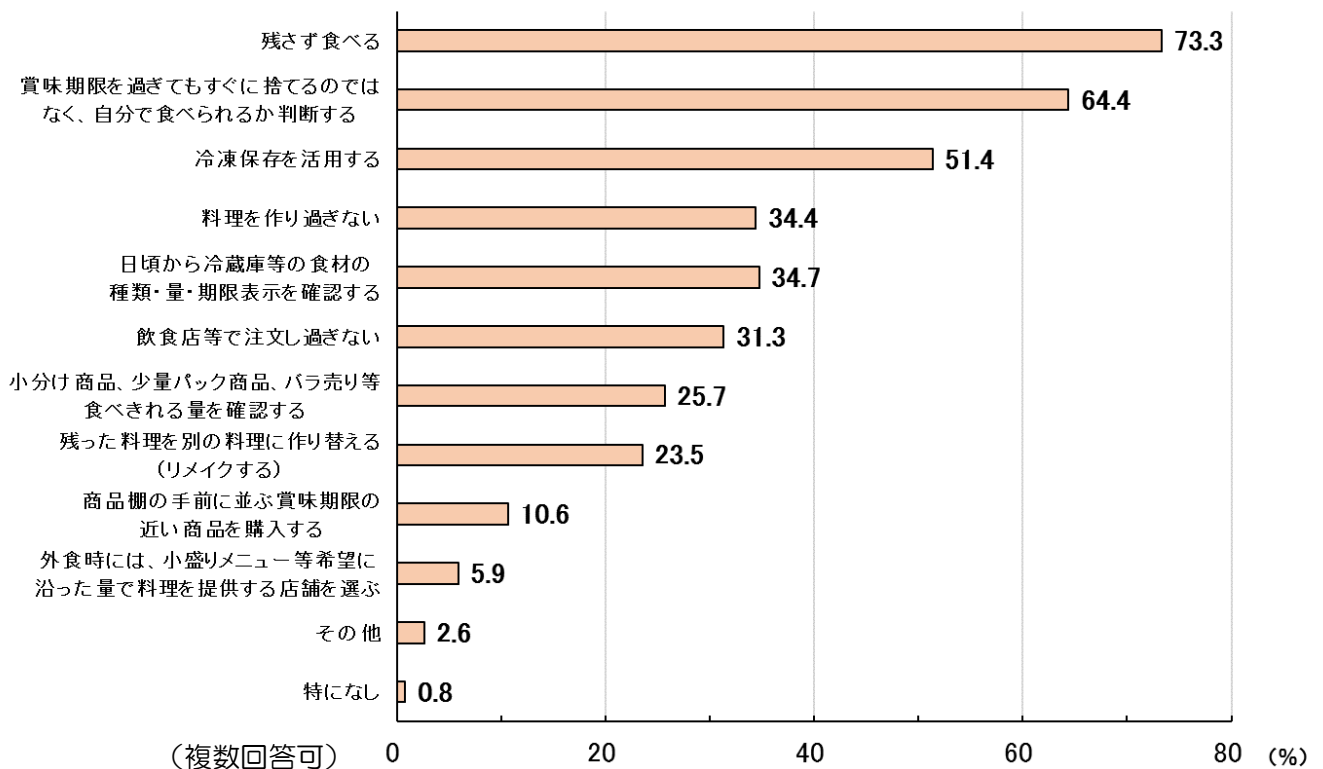
和歌山県民の食塩摂取量は、全国と比較して少ない傾向にありますが、目標量は7.0g未満のため、普段の食生活で減塩を意識していくことが大切です。



資料：令和4年県民健康・栄養調査、令和元年国民健康・栄養調査

●食品ロス削減のためにやっている行動

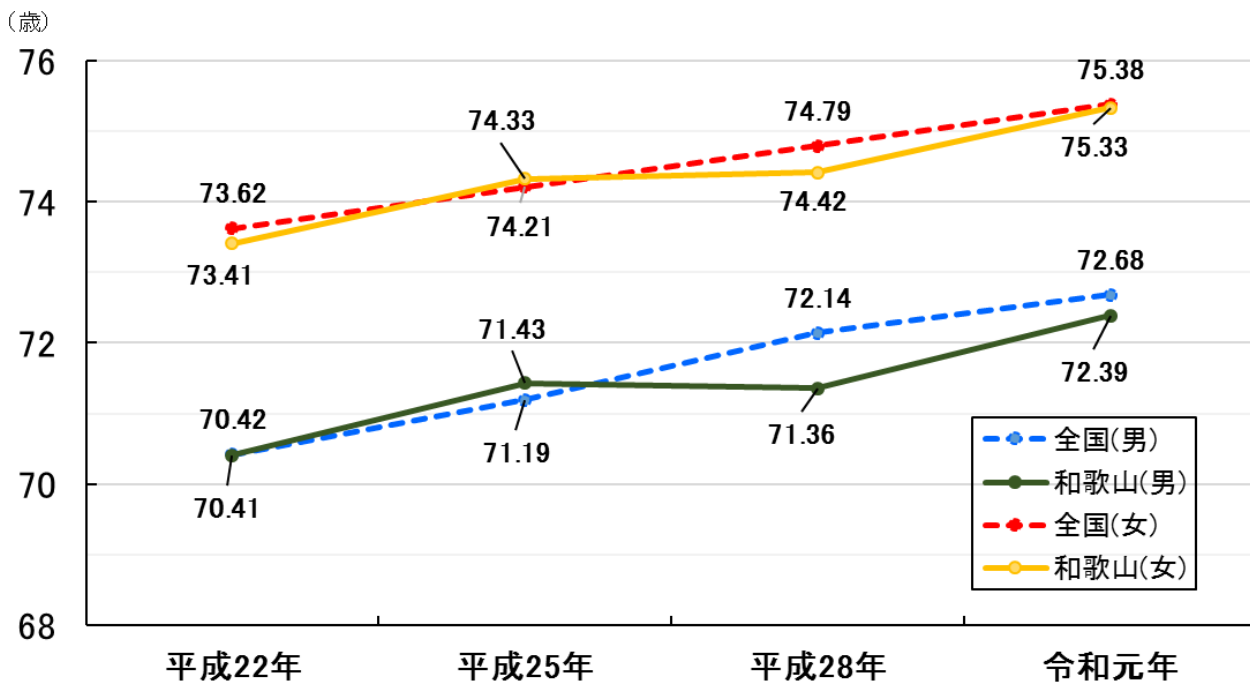
食品ロス削減のための取組内容を尋ねた結果、「残さず食べる」と回答した人が一番多く、次いで「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」と回答した人が多いです。



資料：令和4年度「食生活」に関するアンケート調査

●健康寿命の推移（全国・和歌山県）

日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命は、令和元年時点で男性 72.39 歳、女性は 75.33 歳となっており、男女とも全国平均よりも若干低い値となっています。

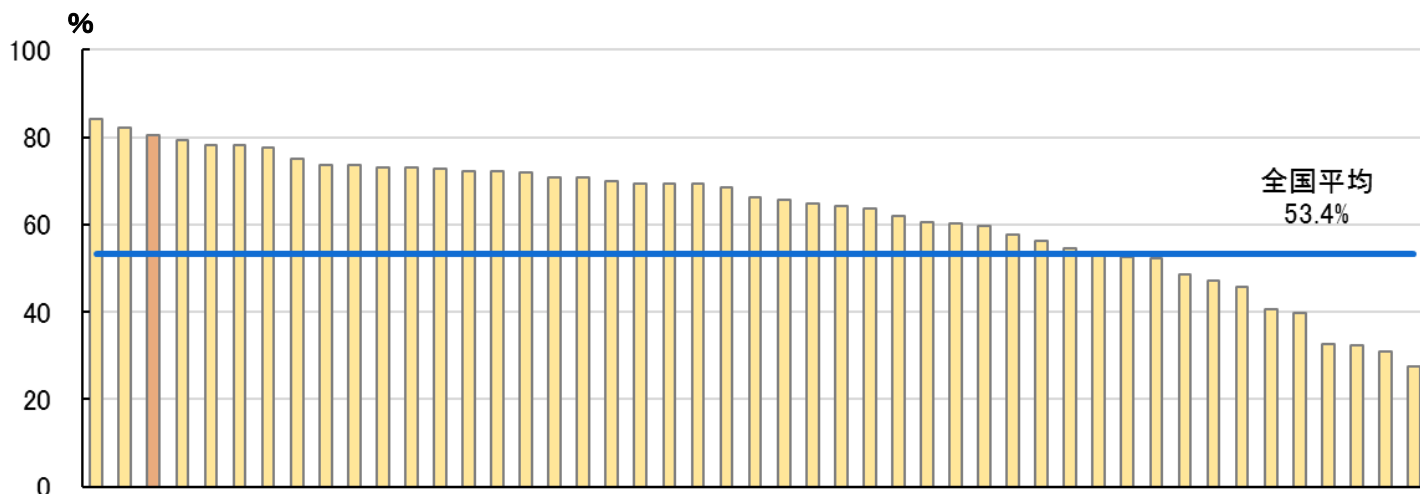


資料：厚生労働省 健康寿命の令和元年値について

●県外大学・短大への進学者の割合

本県は、県外の大学・短大への進学率が高く、全国第3位となっています。

このため、高等学校を卒業するまでに望ましい食習慣を身につけ、調理技術等を習得する必要があります。



奈良県、和歌山県、香川県、茨城県、鳥取県、滋賀県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、福井県、山崎県、高知県、静岡県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、石川県、京都府、広島県、宮城県、大阪府、福岡県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、静岡県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

資料：和歌山県 令和4年度指標からみた和歌山県のすがた

用語解説

(五十音順)

●エコラベル

商品やサービスが環境に配慮されたものであることを示す認証マークやラベルのこと。消費者が環境に配慮したものを選択する手助けとなることが期待されている。

●噛ミング30（カミングサンマル）

ゆっくりよく噛んで食べるため、ひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズ。

●「健康な食事・食環境」認証制度

外食・中食・事業所給食で、「スマートミール®（略称スマミル）」を継続的に健康的な空間（栄養情報の提供や受動喫煙防止等に取り組んでいる環境）で、提供している店舗や事業所を認証する制度。一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアムが認証している。

スマートミールとは、健康づくりに役立つ栄養バランスのとれた食事（1食の中で、主食・主菜・副菜が揃い、野菜がたっぷり、食塩のとり過ぎにも配慮した食事）のこと。

1食あたりの基準は、厚生労働省の「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」等に基づき、設定している。

●生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める「がん」や「心臓病」、「脳卒中」は生活習慣病に含まれる。

●節減対象農薬

化学合成農薬から有機農産物 JAS 規格で使用可能な化学合成農薬を除外したもの。

●SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で人と人が繋がれるサービス。情報を発信したり、交流することができる。

●特定健康診査

一般には特定健診とよばれ、医療保険者（健康保険組合や全国健康保険協会などの各被用者および国民健康保険）が実施主体となり、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として行われる健診。

●特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が大きく期待できると判定された人に対して実施される健康支援のこと。

●特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

平成4年に制定、19年に改正された農薬や化学肥料を使用しない農産物や使用を節減して栽培された農産物の生産や表示について、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき一定の基準を定めたもの。

●8020（ハチマルニイマル）運動

平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱した「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

●フレイル

加齢によって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり等）が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態。放置すると要介護状態へ移行してしまう一方、適切に対応すれば健康な状態に戻ることも可能な時期。

●フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設等に寄付する活動のこと。

●フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を食品メーカーから引き取り、福祉施設等へ無償提供する団体のこと。

●フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮者等、様々な理由で食品を手に入れることが困難な方に対して、食品を無料で提供する支援活動のこと。

●有機農業

化学的に合成された肥料や農薬の使用及び遺伝子組換え技術の利用を行わず、環境への負荷をできる限り少なくした方法で行う農業のこと。

●わかやま食育応援隊

学校や地域で料理講習や農漁業体験等の指導を行う県登録の食育指導者で、個人・団体・企業の登録がある。

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等を行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

和歌山県食育推進本部設置要綱

(目的)

第1条 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、和歌山県食育推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 食育の推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、必要に応じ臨時本部員を選任することができる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、推進本部の会議に推進本部の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、事務を処理させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じ臨時幹事を選任することができる。

4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「副本部長」とあるのは「副幹事長」と、「推進本部」とあるのは「幹事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事会に特定の事項を調査及び検討をするため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの設置及び運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、農林水産部農業生産局果樹園芸課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	副知事
副本部長	農林水産部長
本部長	企画部長 環境生活部長 福祉保健部長 教育長

別表第2（第6条関係）

幹事長	農業生産局長
副幹事長	果樹園芸課長
幹事	文化学術課長 循環型社会推進課長 食品・生活衛生課長 県民生活課長 青少年・男女共同参画課長 子ども未来課長 健康推進課長 食品流通課長 農業環境・鳥獣害対策室長 畜産課長 経営支援課長 水産振興課長 生涯学習課長 義務教育課長 教育支援課長

和歌山県食育推進会議条例（和歌山県条例第79号）

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第32条第1項の規定に基づき、和歌山県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、食育に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日※から施行する。

※公布・施行の日は平成18年6月30日

和歌山県食育推進会議 委員

会 長	岸 上	光 克	和歌山大学 経済学部 教授
副会長	土 井	有美子	和歌山信愛大学 非常勤講師
委 員	向 井	朋 子	和歌山県保育所連合会 (和歌山支部／和歌山市保育協議会 給食部会)
〃	道 本	美 月	和歌山県連合小学校長会 幹事
〃	中 野	節 子	和歌山県私立幼稚園協会 雄湊幼稚園栄養士
〃	川 村	雅 夫	和歌山県栄養士会 会長
〃	吉 永	文 恵	和歌山県学校栄養士研究会 会長
〃	懸 橋	裕 子	和歌山県漁協女性部連合会 副会長
〃	小 川	純 生	和歌山県農業協同組合中央会 常務理事
〃	味 村	正 弘	和歌山県調理師会 会長
〃	玉 井	勝 代	和歌山県食生活改善推進協議会 副会長
〃	坂 口	富 子	和歌山県生活研究グループ連絡協議会 副会長
〃	西 亀	泰	NHK 和歌山放送局 コンテンツセンター長
〃	尾 本	一	株式会社オークワ 食品製造部長
〃	相 原	利江子	和歌山県生活協同組合連合会 わかやま市民生活協同組合 常任理事

